

令和4年2月2日

関係団体の皆様へ

愛媛県経済労働部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務の更なる重点化について

日頃より、本県における新型コロナウイルス感染症対策について、御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、オミクロン株による陽性者が急増している中、県内の各保健所では、重症化リスクの高い陽性者や症状の悪化した自宅療養者を確実に医療につなぐことを最優先に対応するため、疫学調査の重点化等を図ってきたところです。

しかしながら、管内の感染拡大が顕著な一部の保健所では、業務負荷の増大が続いており、このままでは業務がひっ迫する恐れがあることから、負荷の著しい保健所については、更なる業務の重点化を図ることとしております（別添資料1）。

今回の業務の重点化については、令和4年2月2日（水）の知事臨時記者会見にて公表したとおり、現時点では、ひっ迫の著しい松山市保健所、西条保健所が想定され、今後は、順次、一時的にこれまで保健所が実施していた疫学調査の一部（濃厚接触の可能性のある方のリストアップや検査など）について、事業者自らが責任をもって取り組んでいただくこととなります（別添資料2～5）。

つきましては、保健所業務の負担軽減を図るため、下記の依頼事項について、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

【依頼事項】

- ・貴団体のHP等の広報媒体に、「別添資料1～5」を掲載していただきますとともに、傘下の事業者への周知をお願いします。
- ・各市町商工担当課には、「別添通知1」にて対応をお願いしておりますので、事業者からの問い合わせ等に対し、連携して対応していただきますようお願いいたします。
- ・保健所業務の負担軽減を図るため、事業者あての「別添通知2」に記載のとおり、管轄保健所への問い合わせを控えていただき、貴団体や各市町等に照会していただくよう依頼しておりますので、適切にご対応願います。
- ・基本的には各事業者が自らの責任で対応していただくこととなりますが、保健所等に確認する必要が生じた場合には、県庁産業政策課において集約するので、保健所等への直接の照会はお控えください。

※連絡先：愛媛県経済労働部産業政策課 経済企画グループ（TEL089-912-2475）

なお、今後の感染状況によっては、現在想定されている松山市保健所、西条保健所以外の保健所においても、2保健所と同様に業務を重点化する可能性がありますので、各市町とも連携のうえ、速やかに対応できるよう準備をお願い申し上げます。

【別添資料】

- 1 保健所業務の重点化について
- 2 従業員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について
- 3 自宅待機をされる濃厚接触者の方へ
- 4 社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）が濃厚接触者となった場合の待機期間の取扱い
- 5 知人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応について

【別添通知】

- 1 各市町あて通知
- 2 事業者、協同組合等あて通知

保健所業務の重点化①

西条保健所及び今治保健所において、3月18日から

○ 濃厚接触者の調査・特定

- 陽性者の「同居の家族等」に限定
- 同居者以外の接触者は、次のとおり対応

陽性者が、 「医療機関や 高齢者施設等 の職員・利用 者」の場合	陽性者が、 「 <u>学校や幼稚園・ 保育所等の園児・ 児童・生徒・教職 員等</u> 」の場合	陽性者が、 「 <u>事業所の従業 員等</u> 」の場合	陽性者の 「 <u>生活上の接触 者（友人、知人 等）</u> 」
これまで同様、 保健所が調査・ 特定	<u>学校等が濃厚接 触者を調査・特定</u> (学校は保健所と協 議)	<u>勤務先事業所が 濃厚接触者を 調査・特定</u>	<u>陽性者本人から 接触者に連絡</u>

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等 (3/16国通知)

《事業所等で陽性者が確認された場合》

○ 見直し内容

地域の感染状況に応じて、以下の取扱いが可能

- ・濃厚接触者の特定、行動制限の要請は不要
- ・事業所は接触者に対する出勤・外出制限も不要

(高齢者等との接触、感染リスクの高い行動の自粛等で対応)

○ 本県の対応

当面、現行の対応を継続

(保健所や事業者が濃厚接触者を特定)

保健所業務の重点化②

○ 濃厚接触者の検査

次の対象者の検査を実施

- 医療機関、高齢者・障がい者施設の従事者・入院患者、入所者等
- 国家資格試験等で必要な場合

※濃厚接触者は、自身で健康観察（セルフチェック）を行い、
症状が現れたらコールセンターに連絡のうえ、医療機関を受診

○ 自宅療養者の対応（引き続き実施）

- 保健所による毎日の健康観察（一部医療機関に委託）
- パルスオキシメーターの全世帯への配布、必要な方への配食サービス
- 症状が出た場合のオンライン診療や専用外来への受診調整
- 宿泊療養施設や医療機関への入院調整・搬送

重点化する内容やマニュアルは、市町や経済団体等の
関係機関に通知するとともに、県ホームページに掲載

小児患者（15歳以下）の主な症状

- オミクロン株では、風邪に似た症状(発熱、咳等)が顕著に現れる
- 一方、デルタ株までの特徴的な症状と言われていた味覚・嗅覚障害の割合は大きく減少

症状	流行初期 (R2.2月～3.7月) 2,830例	デルタ株 (R3.8月～3.12月) 1,241例	オミクロン株 (R4.1月～4.2月) 1,058例
発熱	41.1%	58.7%	80.6%
咳	37.5	48.1	51.5
鼻汁	24.5	22.8	26.6
咽頭痛	8.6	13.1	26.1
頭痛	7.0	9.9	19.8
倦怠感	5.5	6.0	11.2
嘔吐	4.2	5.6	9.9
味覚障害	4.1	3.9	0.7
嗅覚障害	3.4	4.2	0.5

(出典) 日本小児科学会

県内の小児患者（15歳以下）の症状の有無

オミクロン株では、陽性が確認された時点で、
発熱や咳などの症状がある陽性者の割合が増加

症状の有無	流行初期 (R2.2月～3.7月)	デルタ株 (R3.8月～3.12月)	オミクロン株 (R4.1月～4.2月)
症状あり	105名 (56%)	258名 (75%)	1,913名 (83%)
無症状	84名 (44%)	87名 (25%)	384名 (17%)
計	189名	345名	2,297名